

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 平成19年分所得税の更正処分取消請求上告事件

国側当事者・国

平成24年10月25日棄却・確定

(第一審・鹿児島地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年9月7日判決、本資料261号-160・順号11750)

(控訴審・福岡高等裁判所宮崎支部、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年2月15日判決、本資料262号-28・順号11878)

決 定	
上告人	甲
上告人	乙
被上告人	国
同代表者法務大臣	田中 慶秋
同指定代理人	石村 竜太

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人らの負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成24年10月25日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井 龍子
裁判官 金築 誠志
裁判官 横田 尤孝
裁判官 白木 勇
裁判官 山浦 善樹